

静岡勤労者山岳会山行規程

目的

第1条 当規程は、山行に当たっての会員の義務、遭難対策費の運用につき規定し、安全確保と事故発生時の円滑な処理を目的とする。

会員の山行と計画書提出

第2条 会員の山行はすべて自己責任のもとに行われる。

第3条 (1)会員は山行実施前に計画書を作成し、留守管理者・山行管理者に提出しなければならない。ただし、時間がないときはハイキング、近隣のロッククライミングの練習に限り、メモ程度のメール、あるいはファックス等の書面も可とする。

(2)登山口での登山届け、下山届けを提出する。

(3)山行後は結果を速やかに留守管理者に報告する。また、山行報告書を山行管理者に提出する。

第4条 無届山行は認めない。その事実が判明した際、運営委員会が是正を勧告し、再度に亘れば運営委員会は当該者全員を除名することができる。

留守管理者と山行管理者

第5条 留守管理者となる者は、当該山行時緊急に対処できる者でなければならない。

第6条 山行管理者は、提出された計画が不適当と思われた場合、山行計画アドバイザーに相談し、変更、中止を勧告できる。にもかかわらず実施された場合、会は責任を負わない。

日本勤労者山岳連盟の遭難対策基金の運用

第7条 会員はこの基金に二口以上加入しなければならない。

第8条 (1)事故発生に際し、補償される交付金の救助、捜索費は静岡勤労者山岳会がそのために運用する。

(2)個人受け取りは、死亡・後遺症、行方不明、入院、通院補償とする

静岡勤労者山岳会遭難対策費の運用

第9条 当対策費は、月会費より一人50円を積み立てる。

第10条 事故発生、捜索に際し、日本勤労者山岳連盟の捜索交付金が不足した場合、運営委員会の協議により、積立金の半額まで支出できる。

第11条 静岡勤労者山岳会が主催した山行において、会員以外の同行者がおり、その者が

保険未加入者であったり、何らの補償がない場合当対策費を積立金見舞金として支出できる。その金額は運営委員会で決定する。

第 12 条 会主催の山行、行事中に自動車事故が発生した際、その修理費の自己負担分の半額を支出できる。ただし上限を 50,000 円とする。

会行事とは、定例会を除く会が関係する上部団体活動を含む。

第 13 条 積立金の不足については、運営委員会が検討し、補填を行う。

事故発生、遭難時の対策

第 14 条 事故、遭難に遭遇した時、およびその恐れがあると思われる場合は別に定める事故対応マニュアルに応じた処置をとる。

第 15 条 事故処理が落着し、当会県連理事は事故の詳細を把握した上、事故発生から一ヶ月以内に静岡県勤労者山岳連盟、日本勤労者山岳連盟に所定の様式で報告しなければならない。

その他

第 16 条 上記 7 条から 13 条に至る各遭難対策費が及ばない費用については、遭難者の自己負担とする。

第 17 条 この規程の改廃は、運営委員のうち過半数の出席で、3 分の 2 以上の賛成を要する。

第 18 条 2012 年 3 月 25 日改定